# 鳥取県立米子養護学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの定義】

> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**
> （いじめ防止対策推進法第２条）

**【基本理念】・・・「本校は、いじめをしない・させない・見逃さない」**

> 本校は、知的発達の遅れから、他者との意思疎通や社会生活への適応に困難さを有する児童生徒が通う学校である。また、自分がしたことを認識することが難しく、社会規範と照らし合わせた行動修正が難しいという面も持っている。
> こうした困難さから、他者の意図を判断したり理解したりすることができなかったり、自分の思いや考えを上手に相手に伝えられなかったりしてしまうために、時としていじめの加害者にも被害者にもなりうる危険性を有している。
> 本校では、いじめを「しない」「受けない」「受けさせない」といった立場に立ち、「見逃さない」意識を高める必要があると考える。そして、個々の障がい特性等を考慮しながら、児童生徒たちがより良い人間関係を築いていけるよう必要な支援等を行うことでいじめ防止を図っていきたいと考える。

**【学校及び職員の責務】**

> ○他者との意思疎通や他者の意図を判断できるように、また社会生活に関わる善悪について判断できる力をつけるために、必要な知識・技能・態度及び習慣を養うため、指導の構築と改善を図る。
> ○すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### （1） いじめの未然防止に関する事項

| 未然防止に関する内容 | 担当 |
|---|---|
| ① 個に応じたわかりやすい授業改善 | 【研究部】 |
| ② 「自立活動」を中心とした個々の抱える課題改善・克服に向けた指導の充実 | 【自立活動】 |
| ③ 普段の児童生徒同士のかかわり方の観察や、仲間づくりの関係の形成への介入 | 【担任、学年、学部】<br>【人権教育部】 |
| ④ 学級活動・児童生徒会活動等を通じた「仲間づくり」「学級づくり」に向けた取組と研修 | 【人権教育部】<br>【生徒指導部】<br>【総合・特活】 |
| ⑤ いじめ防止に関する年間計画を策定し、計画的に取り組む。 | 【生徒指導部】 |

**（２）早期発見・早期対応のための措置**

（ア）いじめ調査等

●いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

| 調査等に関する内容 | 担　当 |
|---|---|
| ①日々の観察や連絡ノート・教職員間の情報交換を利用したいじめの早期発見 | 【全教職員】 |
| ②期末アンケート　各学期に１回　（対象：高単一） | 【担任、学年、学部】 |
| ③生徒からの聞き取り調査　（対象：中単一） | 【担任、学年、学部】 |
| ⑥　校舎内の定期的な巡回、登下校・休憩時間の行動把握 | 【全教職員】 |

（イ）いじめに関する相談体制

●児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

| 相談体制に関する内容 | 担　当 |
|---|---|
| ①スクールカウンセラーの活用 | 【生徒指導部】 |
| ②教育相談 | 【生徒指導部】<br>【教育支援部】 |

（ウ）いじめの防止等に関する教職員の資質向上

| 教職員の資質向上に関する内容 | 担　当 |
|---|---|
| いじめの防止のための対策に関する研修等を人権教育年間計画と連携して実施するとともに、各事例の情報を共有することで、職員の資質向上を図る。 | 【人権教育部】<br>【生徒指導部】 |

（エ）ネットいじめ・トラブルに対する対策

| ネットいじめ・トラブルに関する内容 | 担　当 |
|---|---|
| 携帯電話やインターネットを通じて行われるネットいじめの防止及び効果的に対処できるよう、必要な学習・啓発活動を行う。 | 【情報教育課】 |

◎運用

〇調査・啓発活動については、年間指導計画をもとに各担当分掌にて事前に「運営の会」に提案・協議後実施する。計画の進捗状況等については、「運営の会」に報告し、情報を共有する。

**（３）事案発生時の対応**

事案発生時には、「いじめ対策委員会」でいじめ対策委員会議事録書式に沿って学校内外の対応を協議し、方針を決定するとともに役割分担を行い、速やかに対応する。

＜構成員＞

（いじめ対策委員会）

校長、副校長、教頭、主幹教論、生徒指導主事、学部主事、教務主任、コーディネーター、
人権教育主任、当該学級担当、養護教論、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて自立活動主任。

重大事案発生時は必要に応じて外部関係機関と連携をとる。

＜開催・運営＞

〇いじめ対策委員会については、事案内容により会の開催を生徒指導主事が管理職等と相談・決定し、関連する教職員の調整と会の運営を行う。

【発見した「いじめ」への組織的な対応】

＜平常時＞

〇行為が明らかないじめ

| いじめられた側に対して |
| --- |
| ・被害児童生徒、保護者に対して、適切な説明と対応を行う。<br>・被害児童生徒や周辺からの聞き取りを密に迅速に行い、いじめの原因や背景の調査による根本的解決をする。<br>・身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に対応する。<br>・休憩時間等教師による見守りを行い、指導の空白時間や空間をなくし、被害が継続しない体制を作る。 |
| いじめた側に対して |
| ・加害児童生徒、保護者に対して、適切な説明と対応を行う。<br>・いじめは絶対に許さないという態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。<br>・関係機関（医療、福祉、教育、行政）と連携をとる。<br>・いじめの原因や背景の調査による根本的解決をする。 |

〇行為がわかりにくいいじめ　　※「行為が明らかないじめ」での対応に加えて

| いじめられた側に対して |
| --- |
| ・つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。<br>・本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて適確に把握し、迅速に対応する。<br>・いじめの原因や背景の調査をより密に行い、行為がわかりにくかった原因を追究すると共に、意識や行動の改善点の周知徹底を行い、根本的解決をする。 |
| いじめた側に対して |
| ・行為がわかりにくかった原因を追究すると共に、課題の焦点を迅速に追究する。 |

＜重大事態発生時＞

〇いじめられて重大事態*に至ったという場合には、速やかに鳥取県教育委員会に報告する。児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

*重大事態：いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など

・的確な情報収集
・調査による実態把握
・継続指導・経過観察
・緊急校内組織の対策会議開催
・解決に向けた指導・援助
・再発防止

**３　関係機関等との連携**

（１）　いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、警察署に通報し、適切に援助を求める。

（２）　必要に応じて、児童相談所・警察・医療・福祉・その他必要な者及び機関との連携を図り、適切な対応を行う。

※必要に応じて「子どもの悩みサポートチーム支援事業」を活用する。
→ 専門家等の要請は県対策センターに依頼

付則　本方針は平成２６年４月１日より施行する。
平成２９年５月１日　一部改正
令和　２年４月１日　一部改正
令和　５年５月２９日一部改正